

47 講 期待権の侵害と損害賠償責任

最高裁平成23年2月25日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
 弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要

患者は、昭和63年10月29日、左脛骨高原骨折の傷害を負い、同年11月4日ごろ、本件病院に入院し、整形外科医である本件医師の執刀により、骨接合術および骨移植術（以下「本件手術」といいます）を受けた。その後、患者は、通院での診察、リハビリを経て、平成元年8月にポルト抜釘のため入退院し、その後自らの判断で本件病院への通院を中止した。

患者は、平成9年10月22日、本件病院に赴き、本件医師に対し、本件手術後、左足の腫れが続いているなどと訴えた。本件医師は、レントゲン検査を行ったほか、左右の足の周径を計測するなどの診察を行ったが、左足の周径が右足のそれより3cmほど大きかったものの、左膝の可動域も整形外科的治療として満足できるものであり、圧痛もなかったことなどからみて、機能障害はなく問題はないものと判断し、格別の措置は講じなかった。その後も、患者は、左くるぶしの少し上に鶏卵大の赤いあざ、左膝下から足首にかけて無数の赤黒いあざができるなど、皮膚の変色が生じたとして本件病院で診察を受けたが、本件医師は皮膚科の受診を勧め、あるいはレントゲン撮影をするにとどまった。

その後、患者は、平成13年4月から10月にかけて、

三つの大学病院に赴き、それぞれ左下肢深部静脈血栓症ないし左下肢静脈血栓後遺症と診断された。

本件手術およびその後の臥床、ギブス固定による合併症として左下肢深部静脈血栓症を発症したものであるが、下肢の手術に伴い深部静脈血栓症を発症する頻度が高いことが、わが国の整形外科医において一般に認識されるようになったのは、平成13年以降であった。また、患者の左下肢深部静脈血栓症については、平成9年10月22日の時点で既に適切な治療法はなく、治療を施しても効果は期待できなかった。

患者は、不適切な医療行為によって後遺症が残ったことに加え、当時の医療水準にかなった適切かつ真摯な医療行為を受ける期待権が侵害されたと主張し、本件医師および本件病院に損害賠償請求訴訟を提起した。

一審は、平成9年10月22日の時点で本件医師には患者を専門医に紹介するなどの義務を怠った過失があるとしたものの、その過失と患者の後遺症との間の因果関係がないとして患者の請求を棄却した。

二審は、一審同様本件医師の過失を認め、因果関係についても否定したものの、約3年間、その症状の原因が分からないまま、その時点において

なし得る治療や指導を受けられない状況に置かれ、精神的苦痛を被ったとして、本件医師らに慰謝料300万円の支払いを命じた。

本件医師らが最高裁に上告した。

◆判決の要旨

最高裁は、適切な医療行為を受ける期待権を侵害されたとする患者の主張について、以下のように判断して、患者の請求を棄却した。

患者が適切な医療行為を受けることができなかった場合に、医師が、患者に対して、適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする不法行為責任を負うことがあるか否かは、当該医療行為が著しく不適切なものである事案について検討しうるにとどまるべきものであるところ、本件はそのような事案とはいえない。

したがって、本件医師らについて前記不法行為責任の有無を検討する余地はなく、本件医師らは、患者に対し、不法行為責任を負わないというべきである。

◆この判決をどう理解するか

不幸にも医療事故が起きた場合に、担当した医師らが患者に対して損害賠償責任を負うというためには、大ざっぱにいうと、①当該医師らに過失があったこと（当時の医療水準に照らして適切な医療行為が行われなかったこと）②結果・損害の発生③過失と結果・損害との間に因果関係があること（の立証）が必要である¹⁾。

この③因果関係は、過失（行為）がなければ結果は生じなかったという関係といわれ、医療訴訟においては、症状が身体の内部で進行すること

や、患者の身体反応の個別性から、その判断は容易でないが、実務上は「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性の証明」が必要とされている¹⁾。

本件は、医師の過失と患者の後遺症との間に③因果関係が認められない場合であっても、なお適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由として損害賠償請求が認められるか否かについて、最高裁としての立場を明らかにしたものである。本判決の趣旨は「当該医療行為が著しく不適切なものである事案」でも直ちに期待権侵害のみを理由に損害賠償責任が認められるとするものではなく、そのような事案において初めてこれを議論する前提が整うというものである。なお、その後もこの点について最高裁の肯定判断は示されていない。

◆この裁判例からどう学ぶか

原則として、適切な医療を受ける期待権のみを理由とする損害賠償責任は認められない。

- i) 最高裁は③因果関係が立証されない場合でも、医療水準にかなった医療が行われていれば、その死亡時点においてなお生存していた「相当程度の可能性」がある場合に一定額の損害賠償を認めているが、ここでは紙面の都合上省略する。
- ii) 最高裁昭和50年10月24日第二小法廷判決。一般的に、高度の蓋然性とは80%以上などといわれている。